進んで法案提出の他の一半たる積極的理由即ち今日の惡法に代へて普選法の實施せざるべからざる所以を説明致します。普通選擧の理論上の根據に就きては學問上よりすれば言ふべきこと澤山ありますが此には其要點だけを申上げます。第一普通選擧は『天賦人權説』即ち人は生れ乍らにして天より與へられたる權利を持ち居るものなりとの説に基くものなり然るに其天賦人權説は今日の法律學に於て排斥せらるゝことゝなりし以上普通選擧も亦根據なきものなりと唱ふるものがあります。先年普選案が衆議院を通過したる際貴族院に於ては此説に賛同して一蹴し去つたのであります。私は天賦人權説必ずしも謬謬にあらずと信ずるも普選の根據は之に依るものではありませぬから此には之を論議する必要はありませぬ。

次に普選の根據を以て『民約説』に基くものなりとするものがあります。即ち國家の起源は人民の契約なれば議會は株式會社の總會の如く何人も發言權を有すべしと云ふのです。然れども此思想よりすれば子供にも選擧權を與へねばならぬことになる佛蘭西大革命の時代ロベスピールの如きは之を主張致したさうであるが今日の普選の觀念に於ては之を認めず民約説の眞否如何に拘らず我等は普選の根據を之に置くものではありませぬ。

次に又普選は『自由平等説』に基くものなりと云ふ即ち人は皆平等にして自由なるべきが故に選擧權も亦各自之を有せざるべからずと云ふのであるが、其自由平等説其ものが今日法律學上非難を受くるより普選其ものにも其矛が向ふのであります。無論普選の起りし當初に於ては佛國大革命時代の思想の影響を受けて前述の諸説と共に之も一理窟にはなつて居つたらうが今日に於ては之とは無關係であります。現に白耳義の如き普選を行ひながら一票の者あり二票の者あり亦三票の者あり必ずしも平等ならず他にも類似の例があります。

それから普選の根據を『人格意思説』に求めんとするものがあります。即ち人間は皆人格者として私法上に於て權利の主体であるが如く政治上に於ても各自參政權を有せざるべからず只之を行ふ上に於て意思が必要なれば宛も私法上に於けると同じく相當の年齡に達せざれば之を許さずと謂ふのですこれは必ずしも間違ではないが更